

# あおば事務所のお知らせコーナー

臨時発行 No.124 代表社員 阿久津 渉

## ○期間の定めのない雇用契約への転換制度について ～労働契約法

「あおば事務所のお知らせコーナーNo.112」でご案内させていただいておりますが、平成 25 年 4 月 1 日から、期間の定めのある雇用契約が「5 年」を超えて更新された場合に、希望する従業員の申し出により、期間の定めのない雇用契約にする制度が始まりました。

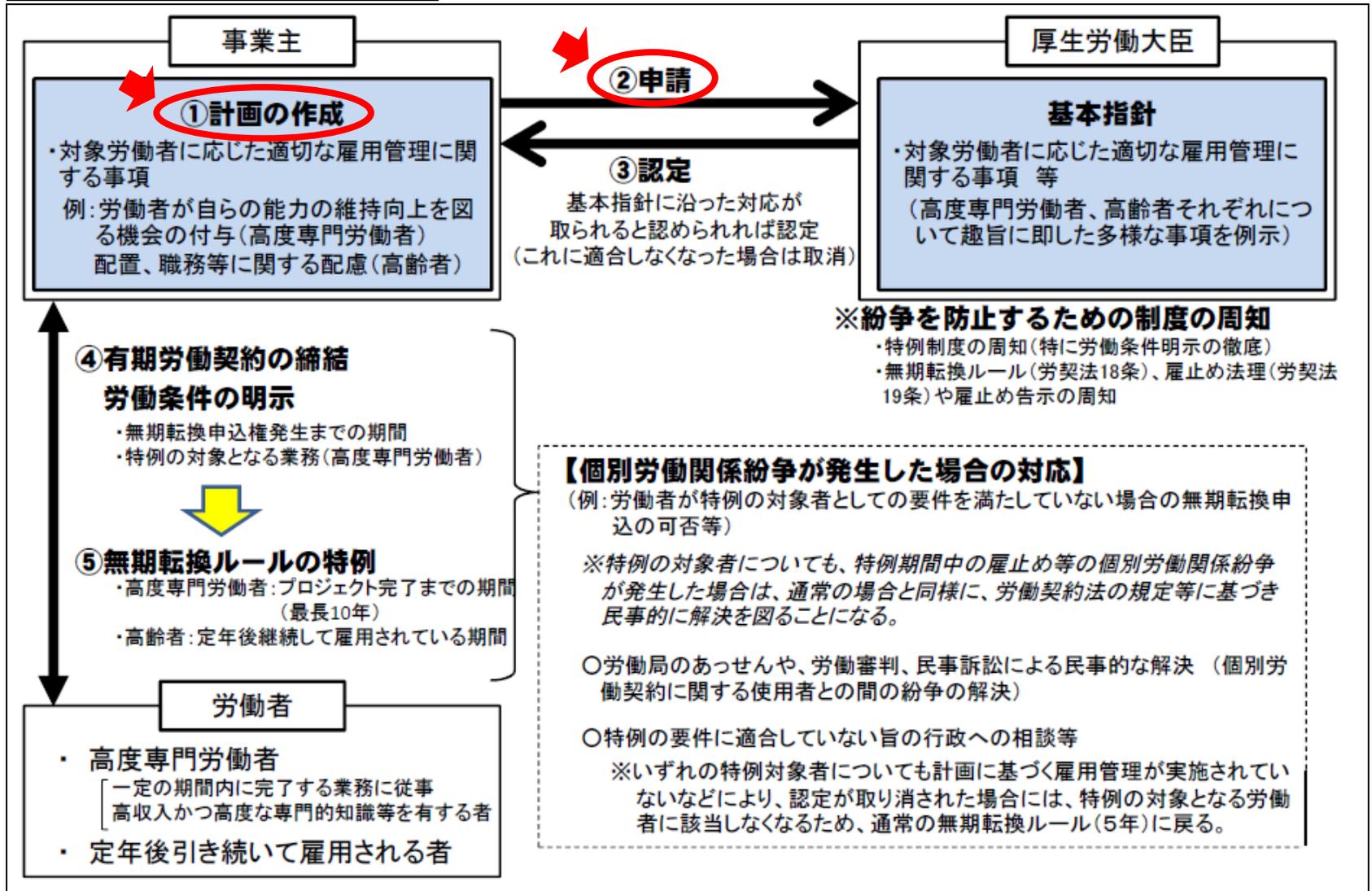
しかしながら、現在多くの会社で、60 歳で定年退職した後も、6 ヶ月や 1 年ごとの期間の定めのある雇用契約の更新によって 65 歳まで働く制度(これを継続雇用や再雇用制度といいます)が導入されており、これにより一度定年退職をしている従業員が、再び期間の定めのない雇用契約になってしまう、という矛盾点も指摘されていました。このような矛盾を解消するために、この制度に特例が設けられています。

具体的には、比較的該当者が多い①定年退職後も引き続いて期間の定めのある雇用契約で働く従業員。もう一つは、こちらは該当者が少ない②期間の定めのある雇用契約で働く弁護士や公認会計士などの専門知識を有する従業員。これらに該当する場合は、会社があらかじめ行政(労働局)に届け出ること(もちろん手続きはあおば事務所で行います)、定年後に再び期間の定めのない契約に戻すなどの矛盾がなくなることとなります。

具体的な手続きの流れは下の表のとおりですが、「①計画の作成」「②申請」( ○ 箇所) の手続きをあおば事務所が代行いたします。申請を希望される事業主様には具体的な必要書類等をご案内させていただきますので、遠慮なくあおば事務所までご連絡ください。期間の定めのない雇用契約にする制度には細かい取り決めなどいろいろあり、また、期間の定めのない雇用契約にする制度の対象となる日は、最も早く平成 30 年 4 月 1 日なので、期間に猶予はありますが、定年後に再び期間の定めのない契約に戻すなどの矛盾を回避するために、特例の認定を受けておくことをお勧めいたします。

今後も適宜ご案内をする予定ですが、ご不明な点等ございましたらいつでもご連絡ください。

### ■ 特例を受けるまでの手続きの流れ



社会保険労務士法人あおば労務経営事務所

Tel 048-592-0475 Fax 048-592-0590

〒364-0035 埼玉県北本市西高尾 6-6-1

e-mail: akutsu@aobaroumuoffice.com (阿久津直通)

URL http://aobaroumuoffice.com/

mado@aobaroumuoffice.com (事務手続き用)